

審査基準整理票

処分名	診療所の開設許可		
根拠法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 7 条第 1 項	
基準法令名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（条項）第 3 条第 2 項、第 7 条、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 23 条第 1 項	
	医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）	（条項）下記記載	
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準】</li> <li>・掲載図書等【<span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>[診療所の開設許可基準]</p> <p>診療所の開設許可に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定及び大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準に定めるとおりとする。</p> <p>なお、関係法令及び通知並びに大津市診療所に関する開設許可等審査基準及び指導基準は、担当課において備え置く。</p> <p>(医療法施行規則 基準条項)</p> <p>第 16 条、第 21 条の 2 から第 21 条の 4 まで及び第 30 条の 4 から第 30 条の 12 まで</p>			

## 参 考

[根拠法令]

医療法

### 第七条

1 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2～5 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。